

【総合事業（訪問型サービス）】指定（更新）申請に係る提出確認票

事業所名		指定予定年月日	年 月 日
申請担当者職氏名		申請に関する連絡先	

No.	提出書類	確認	注意事項
1	指定（更新）申請書	<input type="checkbox"/>	○新規申請の場合 様式第三号（四）「指定介護予防・日常生活支援総合事業 事業所指定申請書」 ○指定更新申請の場合 様式第三号（五）「指定介護予防・日常生活支援総合事業 事業所指定更新申請書」
2	付表第三号（一）	<input type="checkbox"/>	訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項
3	履歴事項全部証明書 ※指定更新申請において、直近の届出状況と変更がない場合は提出不要 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	*当該事業を実施する旨の記載のある履歴事項全部証明書 *申請日において発行から3月以内のもの
4	勤務形態一覧表	<input type="checkbox"/>	*管理者及び従業者全員の毎日の勤務すべき時間数（4週間分） *確保した従業者のみを記載（仮配置は不可） *兼務者がいる場合には、兼務先・内容・時間など詳細がわかるように記載従業者の勤務体系及び勤務形態一覧表を添付（標準様式1-12）
5	資格を証するものの写し	<input type="checkbox"/>	*該当資格証等のみの写しを、氏名を記載した順にそろえて添付 ◇訪問介護員 ◇サービス提供責任者
6	事業所の平面図 ※指定更新申請において、直近の届出状況と変更がない場合は提出不要 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	*建物全体の平面図及び当該事業に関する平面（用途・面積、専有・共有を明示したA4版又はA3版のもの） *文字等が明確にわかること *各室の名称、面積を明示したもの（標準様式3）
7	運営規程 ※指定更新申請において、直近の届出状況と変更がない場合は提出不要 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	*次の内容について、具体的かつわかりやすく定めていること。 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 緊急時等における対応方法 7 虐待の防止のための措置に関する事項 8 その他運営に関する重要事項
8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ※指定更新申請において、直近の届出状況と変更がない場合は提出不要 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	*次の事項について、具体的かつわかりやすく記載してください。 1 事業者として、利用者等からの相談・苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）・担当者の設置 *受付曜日、時間、電話番号、FAX番号、担当者職・氏名を明記する。 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

			4 その他参考事項 (標準様式5)
9	損害賠償発生時に対応が可能であることがわかる書類（損害保険証書の写し等）	<input type="checkbox"/>	*当該事業所・サービスが対象であることが確認できるもの *損害保険証書の写を用意できない場合は、申込書及び領収書の写を添付
10	誓約書 ※指定更新申請において、直近の届出状況と変更がない場合は提出不要 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	*欠格事由に該当しない旨の誓約書 (標準様式6)
11	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	<input type="checkbox"/>	(別紙26)
12	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	<input type="checkbox"/>	(別紙1-4-2)
13	加算の算定に係る必要書類	<input type="checkbox"/>	
14	提出確認票	<input type="checkbox"/>	本票

※書類は、特段の定めがない限り、原則として日本工業規格A4型とします。
 ※すべての書類が確認できない場合は、指定（更新）申請の受付ができません。
 ※受付後、書類の補正、追加提出をお願いすることがあります。